

会 議 録 目 次

令和6年第7回海田町議会臨時会（第1日目）

令和6年12月25日（水）午前9時00分 開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	工事請負契約の変更について（旧海田町役場庁舎解体工事）・・・・・・	4
日 程 第 4	令和6年度海田町一般会計補正予算（第6号）・・・・・・・・	12
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	15

会 議 録 (第 1 号)

- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

| | | |
|---------------|---|---------|
| 町 | 長 | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 | 長 | 山 崎 真 紀 |
| 企 画 部 | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部 | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 | 長 | 木 村 生 栄 |
| 建 設 部 次 | 長 | 門 前 誠 司 |
| 資 産 活 用 課 | 長 | 久保隅 聡 |
| 財 政 経 営 課 | 長 | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課 | 長 | 中 村 修 介 |
| 社 会 福 祉 課 | 長 | 杉 本 幸 穂 |
| まちデザイン課建築営繕室長 | | 矢 熊 健 治 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 山 え り |
| 主 査 | 戸 成 正 考 |
| 主 任 主 事 | 須 崎 亮 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名について
- 日 程 第 2 会期の決定について
- 日 程 第 3 報告第 7 号 工事請負契約の変更について（旧海田町役場庁舎解体工事）
- 日 程 第 4 第 60 号議案 令和 6 年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）

11. 議 事 の 内 容

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 7 回海田町議会臨時会を開会いたしたいと思います。なお、本日は、地方自治法第 121 条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたします。御了承ください。場内ではスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は必ず電話を切っていただきますようお願いを申し上げます。確認をしてください。また、防寒のための膝かけ等の使用については許可をいたしますので、あらかじめ御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。年の瀬もいよいよ押し迫り、今年も残すところあと僅かになりました。昔から、1月はいぬる、2月は逃げる、3月去ると言われておりますように、年が開ければあっという間に3か月まで過ぎてしまいます。そして、我々議員は、任期満了に伴う改選という大きな節目を迎えます。2月には、新年度予算をはじめ、多くの重要案件を審議する極めて重要な定例会が開かれます。町民の生活を守り、豊かで安心して暮らせるまちづくりのために、引き続き私たちは身を引締めて、任期満了まで全力を尽くしてまいりたいと思います。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）皆さん、おはようございます。本日、令和6年第7回海田町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本臨時会には、報告を1件、そして、補正予算を1件御提出をしております。議員の皆様方におかれましては十分御審議をいただきまして、是非とも御議決をいただきますようお願いを申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第１から日程第４に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の署名議員は、会議規則第１１０条の規定により、議長より、２番、新谷議員、３番、石橋議員を指名いた

します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。この際、議長より、執行部の皆さんにお願いをいたします。質問質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて、内容を確認の上、答弁をしてください。また、答弁漏れがないように気をつけてください。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますようお願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、報告第7号、工事請負契約の変更について、旧海田町役場庁舎解体工事を議題といたします。町長より報告を求めます。町長。

○町長（竹野内） 報告第7号、工事請負契約の変更について。令和6年第1号議案により議決を得た旧海田町役場庁舎解体工事の請負契約の変更について、専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原） 財政経営課長。

○財政経営課長（倉本） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。報告第7号、工事請負契約の変更についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。専決処分の内容は、令和6年第1号議案により議決を得た旧海田町役場庁舎解体工事の請負契約の工期について、議決の日の翌日から令和6年12月27日までを、議決の日の翌日から令和7年2月25日までに改めるものでございます。専決処分年月日は令和6年12月10日でございます。契約の変更内容等につきましては、担当課から御説明申し上げます。

○議長（桑原） 資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅） はい。それでは資料1をお願いいたします。1番、変更契約の内容でございます。工期の変更につきましては、先ほど財政経営課長から御説明させていただきましたとおりでございます。請負代金に変更はございません。2番、主な理由でございます。近接しております周辺のお宅などへの騒音や振動などに配慮いたしまし

て、解体や土留め作業の施工速度を緩めたことに伴いまして、施工期間が増えたものでございます。また、台風 10 号の接近によりまして、仮設の防音パネルの一部取り外しや足場の補強、台風通過後の復旧作業再開前の現場点検などに時間を要し、当初契約の工期内の完了が困難になったものでございます。3 番、変更契約の締結年月日は令和 6 年 12 月 10 日でございます。説明は以上でございます。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14 番（前田）14 番、前田ですが、まずねえ、これで臨時議会を開く必要があったのかどうかというのをまず一つ目に聞いてみたい。そしてねえ、今になった、12 月 25 日、既に工期いっぱいになったという、今日は 24 日か 25 日か知らんけども、工期ぎりぎりになって延長しておる。ここの理由の一つには、雨が降ったとか何とかいうような、近隣の騒音がどうかというような説明はあるわけですが、解体工事に騒音が出る、ほこりがする。これもう、ごくごく初歩的な想像できる問題であって、本来、解体工事といえ、仮囲いをして、あるいは、ほこりする、そのために陰圧にして、ほこりが外に飛び出ない。こういう対策をしてやると、これ、工事施工前から当然行われておることであろうと思うわけですが、これについてどうであったのか、今になってから、そういう騒音とか振動もあるけどもね、当初から想像できる問題がそのままになったということではどうかということではね、それぐらい、どういうんか、水害が 9 月か、雨か、ね、水害じゃないにしても、大雨は 9 月じゃった。この仮設のシートを取り外したどうか、こんなものに何ぼ時間がかかったとしても 1 週間もあればできるわけ。その下地の足場とか出とるわけだから。あとはシートはぐって、また張るだけ。なぜ 2 か月もかかっておるということでね、まとめて、4 点ぐらい言いましたがね、お尋ねしたいと思います。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）失礼します。この議会で臨時議会を開く必要があったのかという部分については、私のほうから答弁させていただきます。本臨時会を開かせていただいた趣旨というのは、この案件ではございませんで、もう一方の案件に伴うものでございます。この案件につきましては、専決処分したものを通常、次の議会で報告するとされておりますので、報告をさせていただいておるものでございます。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）はい。残りの部分については私のほうからお答え

させていただきます。まず、当初から、仮設などしっかり行って十分な養生をすれば、ほこりなどたななかったのではないかというふうな趣旨だと考えておりますけれども、もちろん、私どもとしまして、周辺に被害が生じないようにですね、十分な対策を考えた上で工事に臨みまして、施工業者さんのほうも、私のほうから見まして、十分な配慮をして施工していただいております。十分な散水もされておりました。ただし、ほこりが舞ってそれが被害だと感じられる程度というのは周辺の方の感じ方によって随分大きな違いがあるなというふうに感じております。この度につきましても、ほこりについては僅かだったんですが、やはり、そういった僅かなほこりでも気になるという方がいらっしゃるしまして、このように施工速度を緩和せざるを得なかったという事情がございます。また、水害というふうにおっしゃいましたけども、台風の被害によって、なぜこんなに長く工程を延ばさなきゃいけなかったかというところにつきましても、この度の台風は、御存じのとおり、台風 10 号、非常に遅い速度でやってまいりました。というところで、想定される台風の大きさというのも相当大きかったというところもございまして、私どもとしまして、十分な強度を持った上で仮設はしているんですが、それでもやはり飛散して周りに被害が起こってはならないというふうな考えのもとに、事前に十分な仮設の固定、で、通過中、通過もかなり時間がかかったんですけども、その間については、工事はできなかったということで、台風が去った後についても点検期間に非常に時間がかかったということで、台風だけで9日間、それに加えて、そのときに、ちょうどJRの近接工事、線路側の解体工事をしようとしていたというところで、JRとのあらかじめの工程調整をもう一回やり直さなきゃいけなかったというところで、台風関係だけで、およそ2週間ほどの遅延が生じてしまいました。というところで、これについては無視できない遅延だということで、この度の期間の延伸の中の理由としてさせていただいたところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）もう一つ抜けとるのがね、まず、せっぱ詰まった今になって工期延長せにゃならん。そういうことじゃなくして、私も記憶弱いんですが、例えば、今言われる雨なんかというのはね、9月じゃなかったかと。少なくとも12月の定例会にこういう工期延長とか、そういうことができたんじゃないか。何かこう、帳尻を合わせるためにせっぱ詰まって工期延長した、こういうふう聞こえるわけやの。わしの根性が悪いんか分からんけども。なぜそういうことになって、今言う、近隣の騒音じゃ、ほこりじゃ

というのはね僅かのほこりだと、こういうん。おかしいじゃないか。本来は、先ほども言いましたように、こういう解体工事はね、仮囲いをして、陰圧でやるわけだから、僅かであろう、よけいであろう、少しであろう、何であろう、知らんけども、ほこりが外部に出るっていうのは考えられんわけよ。だから、そういう設備がなってないわけよね。だから、いつかも言うたと思うけども、この業者、施工能力がないんじゃないか。こういうことを言うたと思うけども、それが立派な業者だいうんじゃないか、それ以上のことは言いませんがね。そこの、今の説明では、僅かなほこりが漏れてどうだとかね、私には全く理解ができません。だから、今のこの2点についてね、もう今一度、明快な答弁を願いたい。以上です。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）はい。まず、12月の定例議会に変更をすることを報告するのが間に合ったのではないかといいところなんですけども、これにつきましては、本当にタイミングの問題でございまして、特に他意はございません。この度の変更期間につきましては、合計で60日延伸をさせていただくということにさせていただいたんですが、その日数につきましても、今後残された工事に必要な日数などを十分考慮しまして、必要最低限の期間を延ばさせていただきたいという思いで、最後の最後まで調整をさせていただいた結果でございます。はい。もう一つ。今回の工期の変更することにつきましましては、11月25日に行われました全員協議会のほうでもあらかじめ御説明をさせていただいておるところでございます。で、もう一つの、工事に伴ってほこりがたつということは考えられないのではないかといいところでございますが、先ほどおっしゃられた陰圧にして外にほこりがたたないようにするというのは、もちろん、例えばアスベストの撤去などで、それが全く飛散してはいけない、法的に飛散させてはいけないというのは決まっているものについては、当然、陰圧にして外側にそういう、ほこりが出ないような形でさせていただくんですけれども、この度のような地上部のコンクリートの解体では、一般的に、負圧にしてまで工事をするのは経済性の観点から、するケースっていうのはまれではないかなと考えておりますし、この度につきましても、許容できる範囲でのほこりは、たつてもしょうがないって言ったらあれなんですけれども、たつことは想定しつつ、十分な養生しながら工事をしていくというところでの工事の発注仕様でさせていただいたところでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。前田議員、いいですか。佐中議員。



○15番（佐中）はい。15番、佐中です。手続上、今、町長の専決処分は、12月10日となっております。今日は25日ですが、専決処分をしなくても、25日、議決の日から、あるいは承認の日からというのが、この会計上、あるいは提案上の一つの大きな流れになってくると思うんです。専門的手続かもしれませんが、僅か20日で、議会を開くいとまがなかったといえない状況なのに、なぜ専決処分をしたのか。詳細については、説明があったから分かります。しかも、3か月だけなんですよね、延期したのが。さっき前田議員が言われた、僅か3か月、専決処分を急いでしなければならないその理由。しかも、専決処分をしなくても、本日の議会の中で、議決の日からというようにやる方法が、議会に対して、正規の手続方法だと思うんです。これが一つ。二つ目には、これが、約、第1期、第2期工事の中で影響することが、J R高架事業に影響することがあるのかないのか。J Rは、更地にして、何の障害もないところで計画を進めていくというのが基本ですが、これがあったために、更に計画が延びていくのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）1点目については私のほうから御答弁申し上げます。まず、専決処分した理由でございます。これにつきましては、議案にも記載ございますけれども、地方自治法の第180条第1項の規定にございますけれども、ここで、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができるという規定がございます。それを受けまして、これは昭和63年3月25日に当議会で議決されていることですが、海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についてというものがございます。ここで書かれている規定されている内容といたしましては、先ほどの地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項は町長において専決処分できるものとなっております。その中の一つとして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、町議会の議決を経て締結した建設工事の請負契約で、工事目的の達成上著しい支障がないと認められるものについて、2か月を超えない範囲内の工期の変更契約を締結することという規定がございます。今回の専決処分は、これに基づいて行ったものでございます。以上でございます。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）はい、2点目でございます。起業地の引渡し期限2月末日まで

に解体工事を終えまして、引渡しを行いますので、東部地区連続立体交差事業への影響はございません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）専決処分について、先ほど、法律や条例、規則に基づいてやったと。私は、手続の違法とは言っていないですよ。自治法の、あるいは規定によって提案されたら、その理由は分かるんです。分かるんだけど、我々議会から見れば、今の町長が専決処分をした12月10日から今日まで僅かしかないし、しかも、25日の本日の議会の中で決める方法、専決処分が優先をしとるところに問題がある。私から見れば、そう思うんです。手続上は違法でも脱法でも何でもないと思うんですが、なぜ専決処分をしたのかどうか。急いで年末にこうして議会を開く、この専決処分の意味がよく分からないので、それを再びお尋ねします。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課（倉本）申し訳ありません。繰返しの答弁になりますけれども、よろしいですか。すいません。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）専決には2通りございまして、いとまがない場合、議会を開く場がない場合にする専決と、今回のように、議会のほうから、その部分においては執行部でやっていただきたいという言い方が正しいかどうかあれなんです、委任されておるものでございます。なので、議会を開いて議決をするべきものではなくて、あくまでも執行部の、委任された、ちょっと権限といいますか、本来議決するべきものであるけど、執行部の権限で専決をしていいと議会のほうから指定されたものでございまして、それを町長の権限で指定をして報告したのが、180条の専決、専決2通りございまして、いとまがなかったので、するべき専決と、本来から、議会のほうから委任を受けたものというところで、行政実例においても、議会の権限を離れて、町の権限となるものであるというような文書もございまして、うちのほうで専決処分してもらって、直近の議会で報告するもの。で、今回たまたま補正予算がございまして、臨時議会をお願いしておるところでございましたので、今回の報告になったものでございます。今日の臨時議会がなければ、次の、例えば定例会であるとか、次の臨時会であるとか、そういうところで報告されたものであるというふうに考えております。

○議長（桑原）よろしいですか。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。それおかしいんじゃないですか。ここに書いてあるのは、できる規定ですよ。しなさいと書いとるんじゃないですよ。認めとるのは。だから、別に僕も違法だと思いません、脱法とも思いませんけれども、基本的に、その間に議会を開くことができない、できる時間がないときに、これしなさいとは書いてないですよ。読みましょうか。町長に専決できるものとするという条文ですよ。だから、佐中議員がおっしゃってるのは、この約、議会が終わった後、10日に専決するんなら、約2週間、時間があつたんだから、議会を開くことができたんじゃないんですかと聞かれてるんだから、議会開くことができなかった理由の説明求めているんですから、その説明についてきちんと説明してくださいよ。あくまでできる規定ですから、基本的には議決を得るんが筋でしょう。何らかの理由があつて、議会を開く時間がない、それから、それとか、そういうものじゃないと、基本的にはしなさいとは書いてないんですからね。それについてきっちり説明してください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）この条項については、確かに宗像議員言われる、町長に専決処分できるものとするというふうに書いてありますけども、これまでの解釈の中では、できる規定なので、できるときにはする、できないときにはしないという判断ではなくて、あくまでも議会のほうからその権限を委任されたものとして取り扱うべきものというのが、いろいろな解釈の中で確立しておりまして、あくまでも、議会のほうから委任を受けたものについては、議会会期中であっても、長において専決処分をして報告するというものが、この180条の1項の趣旨であるというところで、今回このような御提案、御提案というか、報告をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）この問題についてはいいんですが、それよりも、全協があるまでに工期が遅れるのは分かってたですよ。当初の段階から、初めからこういう、いろんな問題が起こって工期が遅れそうなのは見えてたわけでしょう。それを途中で、なぜ、こういう格好で工期が遅れますというのは、早い時期に報告がなかったんですか。全協の前に。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）やはり議会のほうに報告するに当たっては、どれだけ延ばす必要があるのかという等々のそういう整理をした上での御報告が必要だと考えております。おっ

しゃられるように、遅れる可能性があるというのは、その前から徐々に顕在化してきておりましたけれども、そういったものが取りまとまったので、全協のほうで御説明をさせていただいて、工期のほうを延伸をさせていただいたという流れでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）こういうことは大事なことで、今後とも、早めに、例えば何日延ばすからじゃなくて、遅れそうなら遅れそうと、きちんと早めに報告する必要があると思いますが、答弁はいいですから、きちんとそれについて、町長、報告するようにしてくださいね。お願いします。

○議長（桑原）ほかにございますか。玉川議員。

○5番（玉川）はい。5番、玉川です。11月の全員協議会のときに、近隣住民の方々への御連絡、おわびについては、これからということだったんですけども、いつ頃、どういうふうな方法で周知されたのか。そのときに御意見とか、苦情みたいなものはなかったのか。御答弁をお願いします。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）はい。周辺の方に対する延伸の説明ということですが、実施させていただいたのが11月27日、全員協議会の2日後ということになります。どういったことをしましたかということでは、まずは自治会長さん、周辺に、上市自治会、一貫田自治会、中店自治会と、3自治会さんが関係が深いというところで、まずは、その自治会長さんのところに御説明をしに上がったということで、説明をして御理解をいただいたということになります。重ねて、地域の住民の皆様にお知らせする必要があるということで、地域への回覧の配布を依頼したところ、快く受けていただいたところでございます。それに加えて、工事現場の近く、隣接されている方々については、特に影響が大きいというふうなことがございますので、各戸訪問させていただいて、いらっしゃらなかった方もいらっしゃるんですけども、御説明をして、その際には、工期が延びるんかということで残念に思われたり、やっぱり音が大きいので配慮してくださいねっていうふうなことはお聞きしましたけれども、反対をするという方はいらっしゃらなかったという状況でございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法第

180 条第 2 項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございません。したがって、報告第 7 号についてはこれをもって終結をいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第 4、第 60 号議案、令和 6 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第 60 号議案、令和 6 年度海田町一般会計補正予算第 6 号。この度の補正予算につきましては、低所得者支援給付金給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。詳細につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、第 60 号議案、令和 6 年度海田町一般会計補正予算第 6 号について御説明いたします。資料といたしまして、資料 2、令和 6 年度補正予算説明書及び資料 3、低所得者支援給付金給付事業の概要を提出しております。説明は、資料 3 により行わせていただきます。それでは資料 3、低所得者支援給付金給付事業の概要をお願いいたします。まず、1 の要旨ですが、国の、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、低所得世帯支援枠を追加的に拡大することが閣議決定されたことを受け、住民税非課税世帯 1 世帯当たり 3 万円を目安として給付金の支援を行う。また、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については子ども 1 人当たり 2 万円を加算する旨が盛り込まれたことから、当該給付事業を実施するものでございます。次に、2 の給付対象及び給付額につきましては、まず、（1）の令和 6 年度住民税非課税世帯について、1 世帯当たり 3 万円を給付。更に（2）として、（1）の非課税世帯と同一世帯の 18 歳以下の児童について、1 人当たり 2 万円を給付とするものでございます。3 の基準日は、令和 6 年 12 月 13 日でございます。4 の給付開始予定時期は、令和 7 年 2 月中旬以降、給付対象であることを確認できた世帯から順次給付いたします。5 の補正予算額といたしましては、歳入歳出ともに 9,629 万 6,000 円で、歳入につきましては、全額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。歳出の内訳は、給付金として 8,800 万円及び事務費として 829 万 6,000 円でございます。給付金 8,800 万円の積算根拠といたしましては、対象となる令和 6 年度住民税非課税世帯を 2,600 世帯、また、子ども加算の対象となる児童を 500 人と見込んでいるものでございます。続きまして、議案を御説明いたします。議案書の 1 ページ、第 60 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につき

ましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,629 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 137 億 2,143 万 7,000 円とするものでございます。以上で、令和 6 年度海田町一般会計補正予算第 6 号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。玉川議員。

○5 番（玉川）5 番、玉川です。この給付につきましては、順次給付というふうに書いてあるんですけども、申請が必要で、申請後に振り込まれるものなのか、お知らせをして自動的に振り込まれるものか、どちらの方法なのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）まず、令和 6 年、新たに住民税非課税世帯になられた方に、夏に一度給付を行っております。で、その世帯につきましては、税のほうですとか、世帯の状況等を把握できておりますので、こちらのほうから、まずは、通知をさせていただきまして、口座ですとか世帯の状況に変化がないということで確認できましたら、給付のほうをしていくということになります。また、それ以外の世帯につきましては、扶養の状況ですとか、口座の状況を把握できていないところにつきましては、通知のほうを送らせていただきながら、確認書等を返送いただきまして、それをもって状況を確認できたところから給付のほうを進めていくという状況で考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。小田議員。

○6 番（小田）6 番、小田です。多くの自治体で給付は 3 月中旬からとなっているところ、海田町では、1 か月早い 2 月中旬からということで、大変評価ができると思います。このほかに給付金詐欺等が今多発している中で、多くの自治体では給付金のお知らせと一緒に、詐欺に御注意くださいというような注意喚起もされているところが多いんですけども、海田町ではそのようなことは考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）発出する通知のほうにつきましても、文言等入れていけたら思っておりますが、給付金を周知するホームページですとか、そういったところにも、そういった詐欺に御注意くださいとか、そういったところの注意喚起というのは入れていきたいと思っております。

○議長（桑原）ほかに。佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。今、説明がありました申請制度、あるいは給付制度に

については分かりましたけれども、それ以外に、手続ができない認知症の人とか、ひとり暮らしとか、あるいは入院をされてる、そういう手だて、方法は、どうなってるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）そういった困難を抱えていらっしゃる方につきましては、そういった方を支援されている機関、地域包括ですとか、そういったところと連携をいたしながら、給付のほうを受けていただけるように、連携をしていきたいと思っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）心配するのは、配付漏れ、給付漏れがあると、非常に不親切。また、生活に関わる問題で、差別というように当たることがあるんですが、100パーセントというのはちょっと無理かも分かりませんが、それに近い努力、これは親切丁寧に行うことが行政の一番のサービスなんですが、その努力、方法はいかなるものか、お尋ねします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）周知につきましては、広報ですとかホームページ、LINE等でしっかりと周知をしていきたいと思っております。また、町のほうから発出する通知につきましては、一定程度、一定期間お申込みとかがないときには、また勧奨通知も行いながら、給付漏れといいますか、申請いただけない状況が少しでも減るようには思っております。

○議長（桑原）ほかにございますか。大江議員。

○8番（大江）基準日が12月13日となっておりますけども、この基準日以後に、例えば、こういう非課税世帯の方が転入、また転出されたときは、どのような扱いになるのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）基準日時点におきまして、住民基本台帳を確認いたしましてということでの給付になってまいります。この基準日というのが、国のほうが示しているところでもございますので、その基準日の時点で御住所があるところで申請をいただいたり、給付をしていくということになります。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）先ほど、今まで給付されてたので、町が把握していたということですけど

も、基準日以後に転入した場合に、その把握は難しいと思うんですが、それはどのように把握されますか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）町のほうで、口座情報ですとか、いうところが把握できてない方につきましては、通知のほうを送らせていただくんですけども、全部転入、世帯全員での御転入ということになりますと、課税状況につきまして把握できていないこともございますので、そういったところについては御申請をいただくことになるかと思っておりますけれども、すいません、失礼いたしました。基準日 12 月 13 日でございますので、その時点で海田町に御住所のある方が対象に給付をしまいたします。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 60 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 60 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 60 号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）皆様、大変お疲れ様でございました。本日開会の海田町議会臨時会におきまして、提出させていただきました全ての議案におきまして、十分御審議をいただき、その上で原案どおり可決をいただきましたこと、誠に厚く御礼を申し上げたいと思います。冬本番を迎えてまいりました。寒さも一段と厳しさを増してございます。インフルエンザ等の感染症も流行の兆しを見せつつございます。皆様方におきましては十分御自愛の上ですね、引き続き、町行政にですね、御支援、御協力をお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和 6 年第 7 回海田町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。皆様大変御苦労様でした。

午前 9 時 47 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 7 年 2 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員